4　令第三条の二第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。以下この項において同じ。）を受けて金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。）に類する事業を営むもの ［二～七　略］ 5　［略］	4　［同上］ 一　金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。以下この項において同じ。）を受けて金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）に類する事業を営むもの ［二～七　同上］ 5　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年五月一日）から施行する。

○内閣府・財務省・経済産業省令第二号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条第三項並びに第五十二条第一項及び第五項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第81条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）	**別紙様式第１号**（第81条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）
中間業務報告書 第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで） 株式会社　商工組合中央金庫 年　月　日 殿 住　所 株式会社　商工組合中央金庫 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第７　略］ （記載上の注意） ［１～７　略］	中間業務報告書 第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで） 株式会社　商工組合中央金庫 年　月　日 殿 住　所 株式会社　商工組合中央金庫 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第７　同左］ （記載上の注意） ［１～７　同左］